

## おおい町空き家適正管理促進事業補助金交付要綱

〔 令和6年4月1日  
告示第 99号 〕

### (目的)

第1条 この要綱は、おおい町内の空き家が周辺に悪影響を及ぼすことを防ぎ、空き家の適正管理を図ることを目的に、空き家所有者等に対しておおい町空き家適正管理促進事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 空き家

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等

(2) 空き家所有者等

空き家の所有者または町がこれに準じる者として取り扱う者

(3) 登録事業者

福井県の空き家管理代行サービス事業者登録を受けた事業者

(4) 管理代行サービス

空き家所有者等と委託契約を締結した登録事業者が空き家の維持管理のため、定期的な状況確認、点検、清掃、空き家所有者等への報告などを行うもの

(5) 外観調査

空き家の腐朽、建材の飛散、敷地の雑草等の繁茂、害虫の発生等の状況を建物外部から目視により調査すること

(6) 建物内部確認

建物内を目視にて点検し、雨漏りや壁紙の剥がれ等を確認すること

(7) 内部換気

窓、扉などの開口部を一定時間（30分程度）解放し、建物内の空気を入れ替えること

(8) 通水

台所、洗面所、便所などの水道の通水を行うこと

(9) 郵便物確認

郵便受けにチラシ等の投函物が溜まっていないかを確認すること

### (補助対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 町内に存する空き家の所有者等で当該空き家の管理代行サービスを利用する者

(2) その他町長が認める者

- 2 前項各号に掲げる補助の対象者は、町税の滞納のある者でないこと。
- 3 国または地方公共団体等の他の補助事業により、補助金等が交付される者は、この要綱による補助を申請することはできない。ただし、この要綱による補助対象部分と他の事業による補助対象部分を明確に区分することができるときは、この限りでない。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる管理代行サービスは、次に掲げるものとする。

- (1) 外観調査(ただし、継続的に実施するものに限る)
  - (2) 建物内部確認
  - (3) 内部換気
  - (4) 通水
  - (5) 郵便物確認
  - (6) 敷地内の草刈り
  - (7) 空き家所有者等への報告
  - (8) その他、町長が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する管理代行サービスの利用は補助の対象としない。

- (1) 一時的に不在であり、将来的に再利用することが予定されている空き家に対して実施するもの
- (2) すでに中古住宅として売買情報を掲載し、不動産業者等が対価を得て管理を行っている空き家に対して実施するもの
- (3) 前項各号のうち、(1)以外のサービスのみを単発的に実施するもの

- 3 補助の対象期間は、管理代行サービスを開始する日が属する月から起算して3年を超えない期間とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、管理代行サービスの利用に要した経費に3分の1を乗じて得た額(千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。)とし、1戸当たり1年度において36,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「対象者」という。)は、管理代行サービス着手前におおい町空き家適正管理促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に別表第1に掲げる関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第7条 町長は、前条の交付申請書を受理したときは、申請書等の書類の審査を行い、その内容が適正であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、おおい町空き家適正管理促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(変更および辞退)

第8条 前条の通知を受けた対象者が、申請の内容を変更する場合は、おおい町空き家適正管理促進事業補助金計画変更申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認め  
たときは、おおい町空き家適正管理促進事業補助金計画変更承認通知書(様式第4号)に  
より通知するものとする。

3 前条の通知を受けた対象者が、申請を辞退する場合は、速やかにおおい町空き家適正  
管理促進事業補助金辞退届(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 対象者は、管理代行サービスの利用を完了したときは、完了の日から起算して3  
0日以内または交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、  
おおい町空き家適正管理促進事業完了実績報告書(様式第6号)に別表第2に掲げる書類  
を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査およ  
び必要に応じて現地調査等を行い、補助金交付決定の内容およびこれに付した条件に適  
合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、おおい町空き家適正管理促進  
事業補助金額確定通知書(様式第7号)により対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、おおい町空き家適正管  
理促進事業補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(交付の取消し)

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条  
の交付決定の全部または一部を取消することができる。

(1) 虚偽その他の不正行為により補助金の交付決定または交付を受けたとき

(2) その他、町長が不相当と認める事由が生じたとき

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その取消し  
に係る補助金について、期限を定めて既に交付した金額の全部または一部を返還させる  
ものとする。

(書類の保管)

第14条 対象者は、管理業務に係る書類等を管理業務の完了した日の属する会計年度の  
翌年から起算して5年間保管しなければならない。

(個人情報の利用目的)

第15条 町長は本事業の実施に関して知り得た個人情報については、本事業の目的を達  
成するために必要な限度において、国および県に提供することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第7条の規定により交付の決定がなされた補助金については、同日後も、なおその効力を有する。

別表第1（第6条関係）

申請時添付書類
(1) 管理代行サービス利用の見積書等の写し（実施期間および実施内容がわかるもの）
(2) 空き家の位置図
(3) 空き家所有者等が確認できる書類（登記事項証明書または固定資産税納税通知等の写し）
(4) 管理代行サービス利用前の現地写真（外観、内観）
(5) 町税の滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書
(6) 誓約書
(7) その他、町長が必要と認めた書類

別表第2（第9条関係）

実績報告書時添付書類
(1) 管理代行サービス利用に係る契約書等の写しまたは明細のわかる請求書の写し（実施期間および実施内容が分かるもの）
(2) 管理代行サービス利用に係る領収書の写し
(3) 管理代行サービス利用の実施報告書の写し
(4) 管理代行サービスの業務中、業務後の現地写真（外観、内観）
(5) その他、町長が必要と認めた書類